

声明

再審法改正を、絵に描いた餅にはさせない！ 法制審議会への諮問ではなく、議員立法で早期実現を

再審法改正をめざす市民の会

12月20日、朝日新聞朝刊は、「再審制度見直しへ、法制審で議論」と題する記事を一面に掲載した。同日のNHKニュース等も、同趣旨の報道を行った。

報道によると、無実の罪で死刑が確定した袴田巖氏が、再審（確定した裁判のやり直し）で無罪となるまでに44年もの歳月を要したことなどで「再審制度の問題点が浮き彫りとなった」として、「同法に特化した議論の場をもつ必要があると判断した」という。早ければ来春までに法務省の諮問機関である法制審議会に法務大臣の諮問を行うという。

世論のたかまりを感じて、法改正に後ろ向きだった法務省もついに重い腰をあげた、と一瞬めくらましにあった方もいたかもしれない。

再審制度については、2011年6月から2014年7月まで開催された法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会において、再審における証拠開示が議論されたが、再審事件について共通のルールを作ることは困難であるとされ、またこの場では議論を深める時間もないと先送りされ、かろうじて「今後の課題」として形だけ残った経緯がある。

その後、刑事争訟法の附則第9条第3項にしたがって、再審請求審における証拠開示等についての四者協議が設けられたが、数回開催されただけで、休眠状態となった。その法務省がここに来て、急に法制審への諮問などを言いだした狙いは明らかだ。

袴田氏の再審無罪がいかに大きな意味を持ち、日本の司法制度への警告となっているか、法務省や検察庁、あるいは裁判官たちよりも敏感に感じ取っているのは、冤罪弁護を実際に担ってきた弁護士や、冤罪犠牲者の苦しみに寄り添ってきた支援団体など、市井の市民等であった。

私たち「再審法改正をめざす市民の会」も、そうした民間法曹と市民の運動がつながる形で、5年半前から、日本の司法制度の欠陥を指摘し、改正をめざしてきた。ことに無辜を救済する最後の砦であるはずの再審においても、その機能がまったくといていいほど果たせていない現状は、一日も放置することはできないと考えている。

再審法（刑事訴訟法第4編）の早急に改正すべき点については、すでに日本弁護士連合会も体系的な指摘や改正案を公にしており、いまからわざわざ法改正に後ろ向きの法務省が選抜する諮問委員が集まって、1年も2年もかけて「改正案」を大臣に諮問し、法制化するなどということは、法改正のための立法事実のひとつが、再審に何十年もの時間がかかること、であることを考えても許

しがたいことである。

再審法の改正案の論議はすでに成熟しつつあり、さらにそれに賛同する超党派の国会議員連盟も、国会議員定数の過半数に迫ろうとしている現在、次回通常国会に議員立法として提出し、可決成立させる条件は十分に整っている。それを今さら一から諮問委員会にはかるという法務省の方針は、じつは法案をまたしても先送りさせ、再審法改正を永遠に絵に描いた餅にしようとするものである。

冤罪に苦しんでいる人たち、ことにいままだ身柄拘束をうけている方たちにとって、法改正は、冷たい指をこすり合わせながら、暖房のない牢舎であと何回この冬を越えなければならないかという問題なのだ。再審法改正は、いつか来る遠い春を待ち望むことではなく、来年1月の国会で勝ち取るものである。

2024年12月23日

再審法とは、刑事訴訟法の中の、再審に関する部分(第4編 第435条～453条)の通称。